「仏暦二五四二年破産裁判所設置及び破産訴訟法令」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

●仏暦二五四二年破産裁判所設置及び破産訴訟法令

*仏暦二五四八年(西暦二〇〇五年)改正まで織り込んで訳出。

(前文省略)

第一条

本法令を「仏暦2542年破産裁判所設置及び破産訴訟法令(プララーチャバンヤット・チャッタン・サーンロムララーイ・レ・ヴィティピチャラナー・カディロムララーイ)」と呼ぶ。

第二条

本法令は官報公示日の翌日から施行する。

第三条

本法令において、

「破産裁判所(サーン・ロムララーイ)」とは、中央破産裁判所または地方破産裁判所を意味する。

「破産訴訟 (カディ・ロムララーイ)」とは、破産法に基づく訴訟を意味するとともに、 当該訴訟に関連する民事訴訟も意味する。

第四条

最高裁判所長官を本法令の主務者とする。

第一章 破產裁判所

第五条

中央破産裁判所を設置し、勅令により業務を開始する。

中央破産裁判所はバンコク都を管轄区域とするが、中央破産裁判所の管轄区域外で生じた破産訴訟も中央破産裁判所に訴えることができる。ここにその訴えを受理するかどうかは中央破産裁判所の判断による。

第六条

地方破産裁判所の設置は、管轄区域及び設置場所を示した法令によりこれをなす。

第七条

破産裁判所は破産訴訟の審判権限を有する。

破産法に基づく違法行為であるところの法律の諸条項またはいずれかの条項への違反行為と同じ行為に対する刑事訴訟において、破産裁判所は他の条項への違反行為も審判する。 破産法に基づく違反行為と関係するが、一部行為は関係しない異なるいくつかの行為に 対する刑事訴訟において、破産裁判所は全ての行為の審判をなすことも、破産法に基づく 違反行為ではない行為については審判せず、原告に訴訟を分離させ、権限を有する裁判所 に訴えさせることもできる。ここに利便性と公正における利益を重要なものとして考慮する。

第八条

破産裁判所が業務を開始した時、他の第一審裁判所が破産裁判所の権限に属する訴訟を 受理、審判することを禁じる。

第九条

いずれかの訴訟が破産裁判所の権限に属するかどうかで問題がある場合、その問題が破産裁判所または他の司法裁判所で生じたかどうかを問わず、その裁判所は審判を一時的に休止し、最高裁判所長官にその問題を提起し、判定してもらう。最高裁判所長官の判定は最終的なものとする。

どの裁判所かどうかを問わず、第一審裁判所が判決、命令または決定を下した後に、そうした問題を提起することを禁じる。

第一○条

地方破産裁判所で審理中の訴訟において、全ての側の訴訟当事者は中央破産裁判所での 審判に移送するよう申し立てることができるが、中央破産裁判所の同意を得ずにその申し 立てに基づく許可をなすことを禁じる。

第一一条

破産裁判所は司法裁判所法に基づく第一審裁判所とし、司法裁判所法の規定を破産裁判 所にも準用する。

第二章 破産裁判所の判事

第一二条

中央破産裁判所及び地方破産裁判所には主任判事(アティボディ・プーピパークサー) 及び副主任判事(ローン・アティボディ・プーピパークサー)を1人ずつ置き、公務に資 するため必要な場合には、司法裁判所運営規則法に基づく司法裁判所運営委員会が最高裁 判所長官の承認のもとに3人以下の副主任判事を置くよう定めることもできる。

第一三条

破産裁判所の判事は、司法公務員規則法に基づく司法公務員の中から破産法に係る件に ついて知識及び理解を有する者が親任される。

第三章 破産訴訟手続き

第一節 第一審裁判所での手続き

第一四条

本法令の規定以外に、破産裁判所の訴訟手続きは破産法及び第一九条に基づく規定に従 う。当該規定がない場合は、民事訴訟法典または刑事訴訟法典、もしくは地方裁判所(サ ーン・クウェーン)設置及び地方裁判所での刑事訴訟法を準用する。

第一五条

仏暦二四八三年破産法令の第九○/一一条の規定下に、破産裁判所は審理終了まで連続して審理を進める。ただし必要な事由がある場合はその限りではない。訴訟審理が終了した時、破産裁判所は速やかに判決または命令を下す。

訴訟当事者が期日に出頭しない場合、裁判所から許可を得たかどうかを問わず、その当 事者はその期日における裁判所の審理について知っていたものとみなす。

第一六条

破産訴訟が提起された時、自己がいずれ提示しなければならない証拠が消滅する、もしくは提示が難しくなると懸念する、または訴訟におけるいずれかの側の当事者が提示しようとしている証拠が取り調べ前に損壊する、もしくは後に提示が難しくなると懸念する場合、その者もしくはその当事者は破産裁判所に直ちにその証拠を取り調べる命令があるよう請求することができる。

裁判所がその請求を受理した時、裁判所は請求人及びもう一方の当事者または関係する 第三者を呼び出し、その者から聴取した後に裁判所は相当との判断に基づき命じる。裁判 所が請求に基づき許可を命じた時、法律に規定されたところに基づき証拠を取り調べる。 そのために関係するリスト及びその他の書類は裁判所が保管する。

第一七条

第一六条に基づく請求があった時に緊急の事由がある場合、遅滞なく破産裁判所の命令 または呼出状発行があるよう申し立て、必要があれば証拠として使用する書類または物品 を管財官が押収もしくは差し押さえるよう命じることを裁判所に求めることができる。こ こに裁判所は相当と判断したところに基づく何らかの要件を付すことができる。

民事訴訟法典の第二六一条から第二六三条まで、及び第二六七条から第二六九条までを 第一段に基づく場合にも準用する。

第一八条

破産裁判所が相当と判断した時、他の裁判所または裁判所職員が代わりにいずれかの部分の証拠取調べをなすことができる。当該証拠取調べは裁判所の内外でこれをなすことができる。

第一九条

支障なく、迅速かつ公正に審理手続きを進めるために、中央破産裁判所の主任判事は破産裁判所で適用する審理手続き及び証拠の聴取に係る規定を定める権限を有する。ただし当該規定が法律に規定された被告の刑事訴訟上の対抗の権利を損なうことがあってはならない。

その規定は最高裁判所長官の承認を得て、官報で公示した時に適用することができる。

第二〇条

破産裁判所は審判にあたって有識者または専門家に意見を求めることができるが、全ての側の訴訟当事者に知らせなければならず、当該有識者または専門家の意見に対して、自己の側の有識者または専門家に反対意見もしくは補足を求める当事者の権利を損なわない。

第二一条

破産裁判所が意見を求める有識者または専門家は、法務省が財務省の承認により定めた 規則に従い手当て、交通費及び宿泊費を受け取る権利を有する。

第二二条

訴訟の当事者または利害関係者は、その訴訟を審理する裁判所に申し立てることにより、破産裁判所の管轄区域内に住所を有する者を自己に代わり供述書または書類を受け取る者に任じることができる。裁判所が許可した時、その任じられた者に供述書または書類を送付することができる。

当事者または利害関係者が訴訟を審理する破産裁判所の管轄区域内に住所もしくは勤務 地を有していないのであれば、供述書または書類送付の便宜のために、その裁判所は当事 者または利害関係者に対し、裁判所が定めた期間内に、その裁判所の管轄区域内に住所を 有する者を供述書または書類を受け取る者に任じるよう命じることができる。

当事者または利害関係者が第二段の裁判所の命令に従わないのであれば、供述書または

書類の送付は裁判所に掲示する方法によってこれをなし、当事者または利害関係者にその 供述書または書類を受け取りに来るよう通知することができる。この方法による供述書ま たは書類の送付は、掲示日から15日が経過した時に効力を有する。

代わりに任じられた者への供述書または書類の送付は、当事者への供述書または書類への送付、もしくは民事訴訟法典に規定された別の方法による送付と同様にこれをなす。本段の内容に基づき任じられた者への供述書または書類の送付は、送付日から7日、または別の方法による送付があった日から15日が経過した時に効力を有する。

第二三条

裁判所が相当と判断した時、裁判所は供述書または他の書類を書留郵便により当事者またはいずれかの者に送付することができる。ここにその当事者またはいずれかの者が王国内もしくは王国外に住所を有していても、その場合に郵便職員により送られた供述書または書類は、裁判所職員が送達したときと同じ効力を有するものとみなす。

第二節 不服申し立て

第二四条

民事訴訟法典の上告についての規定下に、破産裁判所の判決または命令に対する不服申 し立ては、その判決または命令が読み上げられた日から1か月以内に最高裁判所に申し立 てる。

以下を除き、破産裁判所の判決または命令に不服を申し立てることを禁じる。

- (一) 破産の訴えを却下する判決、または破産申し立て、もしくは請求の却下命令。
- (二) 事業更生申し立ての却下命令。
- (三) 債権者への全部もしくは一部の債務弁済の許可または不許可命令。
- (四) 債務者の財産保全命令。
- (五) 破産法に基づく訴訟に関連する民事訴訟における判決または命令。

第二四/一条

刑事訴訟に係る部分における破産裁判所の判決または命令は、その判決または命令が読み上げられた日から1か月以内に最高裁判所に不服を申し立てる。

3年以内の禁錮または6万バーツ以下の罰金、もしくはその併科と定められた法律に基づく重い罰則を有する刑事訴訟に係る部分における破産訴訟は、事実点における破産裁判所の判決に不服を申し立てることを禁じる。ただし以下の場合において被告は事実点について不服を申し立てることができる。

- (一)被告が判決により禁錮刑または禁錮刑に代わる拘留刑に服さなければならない。
- (二)被告が執行猶予付きの禁錮刑判決を受けた。

(三) 裁判所が判決で被告の過失を認定したが、処罰規定を猶予した。

第二五条

上訴された破産の審理のために、最高裁判所長官は最高裁判所内に破産訴訟部を設置し、 速やかに判決または命令があるようにする。

第二六条

第二四条に基づく不服申し立てが禁じられた訴訟において、当事者は不服申し立てとともに最高裁判所に不服申し立ての許可を求めることができる。その場合、破産裁判所が不服申し立てを調べ、禁止された不服申し立てだと判断した時、当該不服申し立てと許可請求を最高裁判所に送る。破産裁判所が当該不服申し立てが禁止されていないと判断すれば、その不服申し立て受理の命令を出し、以後の手続きをとる。

破産裁判所が第二四条に基づき不服申し立てが禁じられている事由により不服申し立て を受理しないことを命じた場合、当事者は破産裁判所の命令日から15日以内に最高裁判 所に不服申し立ての許可を求めるため申し立てることができる。当事者が当該申し立てを なした時、不服申し立てを受理しない命令に対する不服申し立てをなすことはできない。

第一段及び第二段に基づく申し立て及び最高裁判所の申し立て審理は、最高裁大会議の 規則により定めた原則、方法及び要件に従う。

破産裁判所が不服申し立て受理を命じた訴訟は最高裁判所に送る。最高裁判所がその不服申し立てに対し第二四条に基づき禁じられていると判断すれば、不服申し立てを棄却する。最高裁判所が公正に資するために誤りの修正が必要と判断すれば、その不服申し立てが禁じられた訴訟について審判する。

第二四条で禁じられていない訴訟で、最高裁判所大会議の規則により定められた原則に 基づきその不服申し立て点の最高裁判所による判定が相当ではないと最高裁判所が判断し た場合、当該不服申し立てを棄却することができる。

第三段及び第五段に基づく規則は官報で公示した時に施行することができる。

第二六/一条

第二六条第一段、第二段、第三段、第四段、及び第六段の規定を、第二四/一条に基づき不服申し立てが禁じられた刑事訴訟に係る部分における破産訴訟にも準用する。

第二七条

破産訴訟における何らかの法律点の判定が相当と判断した場合、最高裁判所の大会議により判定することができる。

第二八条

第三章・破産訴訟審理方法の第一節・第一審裁判所での手続き、及び民事訴訟法典の控 訴審及び上告審の審判並びに決定についての規定を第二四条に基づき不服申し立てのあっ た最高裁判所による審判及び決定にも準用する。

第二八/一条

第三章・破産訴訟審理方法の第一節・第一審裁判所での手続き、及び民事訴訟法典の控 訴審及び上告審の審判並びに決定についての規定を第二四/一条に基づき不服申し立ての あった刑事訴訟に係る部分における破産訴訟の最高裁判所による審判及び決定にも準用す る。

経過規定 省略

(おわり)